

報道関係者 各位

平成22年4月9日
雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課
課長 吉本明子
課長補佐 園部昌嗣
電話 03(5253)1111 内線 7837、7834
夜間 03(3595)3271

「平成21年版 働く女性の実情」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、毎年、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として紹介している。

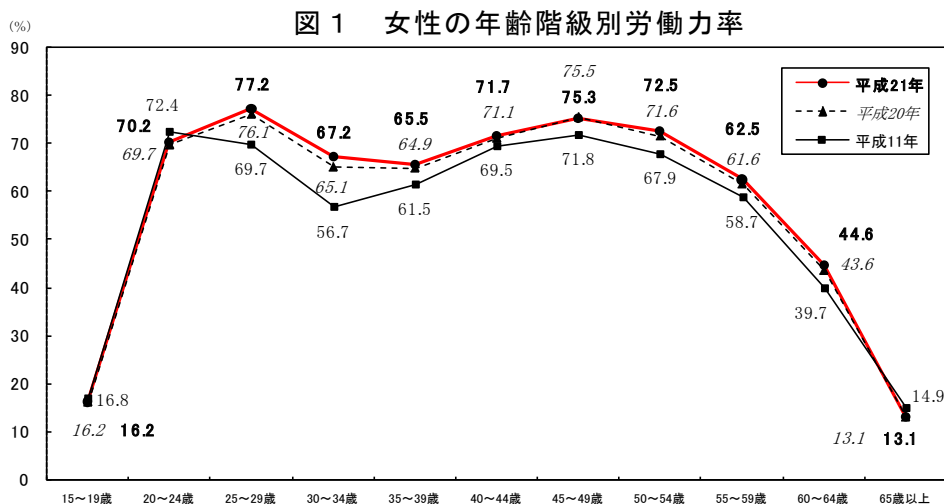
本年は、平成21年の働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、平成19年秋以降の今回の景気後退下での女性労働者の状況を分析した。

1 平成21年の働く女性の状況

(1) 労働力人口、労働力率 ～女性の労働力人口2年ぶりの増加で過去最多

平成21年の女性労働力人口は前年に比べ9万人増加（前年比0.3%増）し、2年ぶりの増加となり過去最多の2,771万人となった。生産年齢（15～64歳）の労働力人口は前年と同数の2,553万人となったが、生産年齢（15～64歳）の労働力率は62.9%と、7年連続の上昇（前年差0.6%ポイント上昇）で、過去最高を更新した。

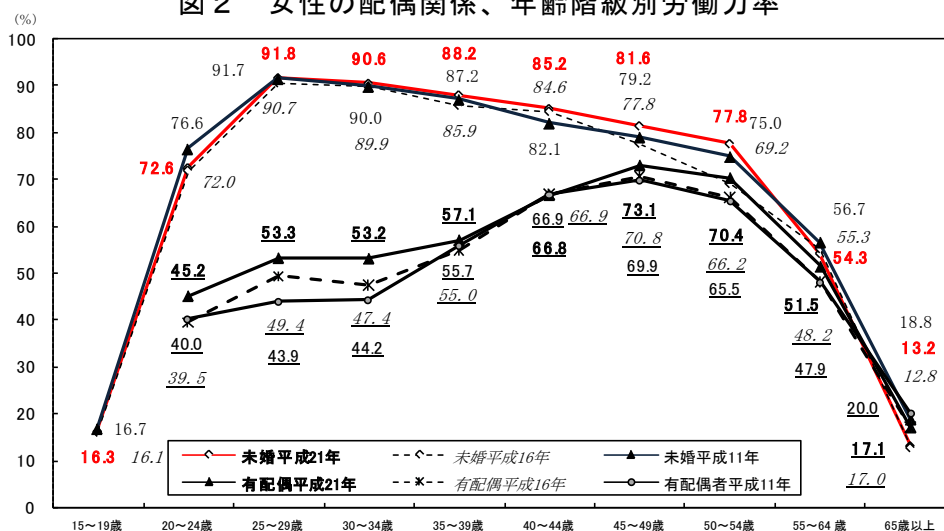
年齢階級別の労働力率は、「25～29歳」（77.2%）と「45～49歳」（75.3%）を左右のピークとし、「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いているが、M字型の底の値は0.6%ポイント上昇し過去最高の65.5%となった。前年と比べ労働力率が最も上昇したのは、「30～34歳」（67.2%、前年差2.1%ポイント上昇）であったが、比較可能な昭和43年以降過去最大の上昇幅であり、過去最高を更新した（図1、本文2ページ）。



資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成11、20、21年）

(2) 配偶関係別労働力率の変化～「25～29 歳」、「30～34 歳」の有配偶者の労働力率上昇幅大
 年齢階級別の労働力率を 10 年前（平成 11 年）と比べると「30～34 歳」が最も上昇（10.5%ポイント上昇）しているが、これを配偶関係別にみると、未婚者の「30～34 歳」の労働力率の上昇幅は 0.6%ポイントと小さいが、有配偶者については 9.0%ポイントと上昇幅が大きくなっている。また、「25～29 歳」の有配偶者の労働力率も 10 年前に比べ 9.4%ポイントの上昇となっており、上昇幅が大きい（図 2、本文 4 ページ）。

図 2 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



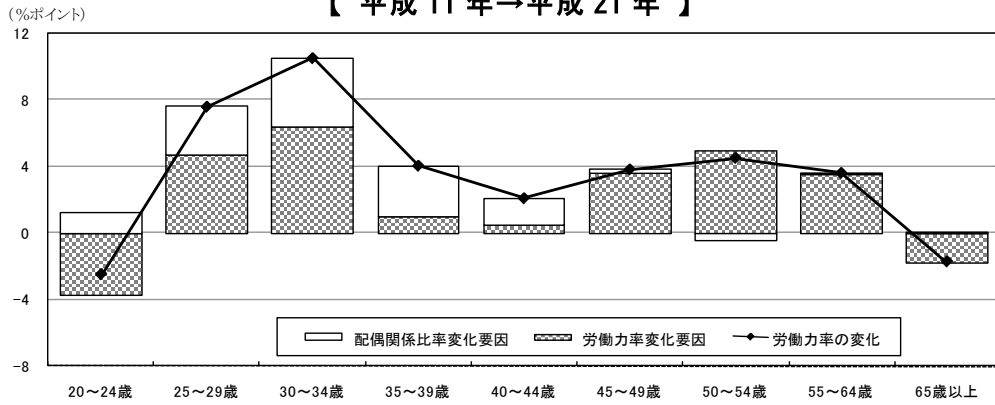
資料出所：総務省統計局「労働力調査」（平成 11、16、21 年）

この 10 年間の労働力率の変化を配偶関係の構成比の変化要因と労働力率の変化要因に分解すると、「30～34 歳」については、未婚者割合の上昇（23.4%→32.6%）等配偶関係別の構成比の変化効果が 39.6%、労働力率の変化効果は 60.4%となっている。「25～29 歳」については未婚者割合の上昇（52.0%→59.6%）等配偶関係別の構成比の変化効果は 38.7%、労働力率の変化効果は 61.3%と両者の寄与度は「30～34 歳」と同程度となっているが、上昇幅はいずれも「30～34 歳」の方が大きくなっている。

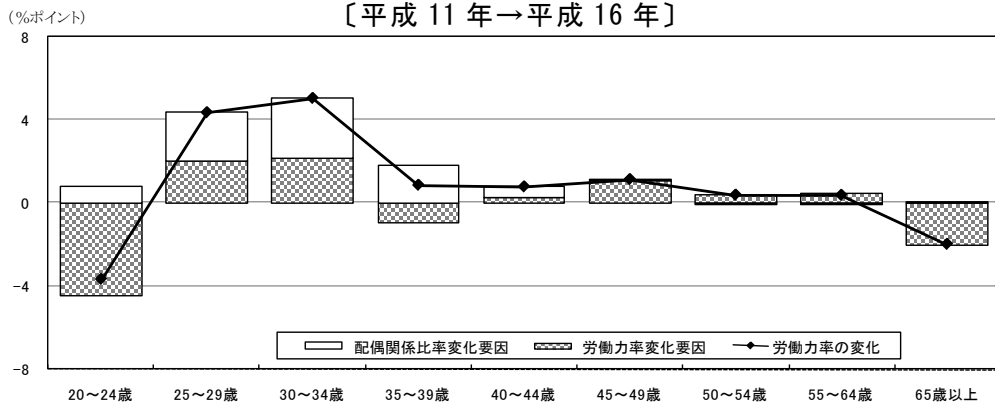
10 年間の変化を平成 11 年から 16 年までの 5 年間で平成 16 年から 21 年までの 5 年間に分けてみると「30～34 歳」については、平成 11 年から平成 16 年までは未婚者割合の上昇（23.4%→28.7%）等配偶関係別の構成比の変化効果が 56.7%、労働力率の変化効果は 43.3%となっており、配偶関係別の構成比の変化の寄与度が若干高くなっている。一方、平成 16 年から平成 21 年までの変化は未婚者割合の上昇（28.7%→32.6%）等配偶関係別の構成比の変化効果は 23.6%であるのに対し、労働力率の変化効果が 76.4%となっており、有配偶者の労働率の上昇（47.4→53.2%）等による労働力率の変化効果が労働力率の上昇に大きく寄与していることが確認できる。「25～29 歳」についても、最初の 5 年間は配偶関係別の構成比の変化効果の寄与が大きく、後半の 5 年間については、労働力率の変化効果の寄与が大きくなっている。

図3 女性の労働力率変化の要因分解

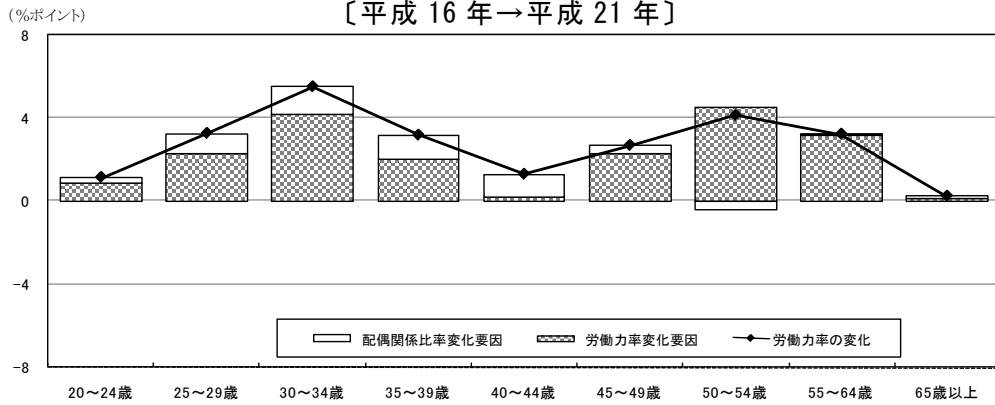
【平成11年→平成21年】



〔平成11年→平成16年〕



〔平成16年→平成21年〕



資料出所：総務省統計局「労働力調査」より厚生労働省雇用均等・児童家庭局試算

(注) 要因分解については以下のとおり。

$$\alpha = \frac{\sum Ni\alpha}{N} \text{ より}$$

$$\Delta\alpha = \frac{\sum (Ni + \frac{\Delta Ni}{2}) \Delta\alpha_i}{N + \frac{\Delta N}{2}} + \frac{\sum (\alpha_i + \frac{\Delta\alpha_i}{2}) \Delta Ni - \alpha \Delta N}{N + \frac{\Delta N}{2}}$$

労働力率変化効果 配偶関係別人口構成変化効果

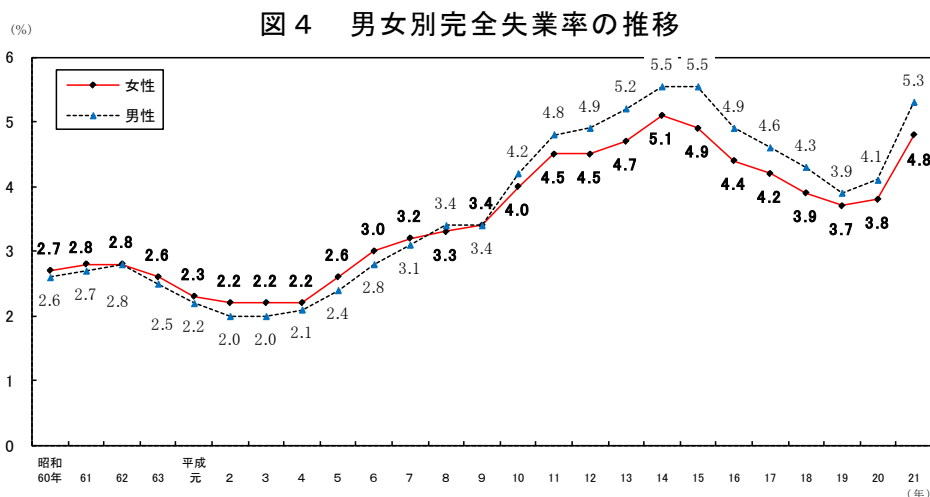
N : 15歳以上人口 α = 労働力率

($\bar{\quad}$ は配偶関係計、添字 i は配偶関係別を表す)

(3) 就業者及び完全失業者

～完全失業者数過去最大の増加、完全失業率過去最大の上昇

女性の就業者数は2,638万人となり、前年に比べ18万人減少（前年比0.7%減）し、2年連続の減少となった。一方、完全失業者数は133万人となり、前年に比べ27万人増加（前年比25.5%増）し、2年連続の増加となった。完全失業率も2年連続の上昇で4.8%（前年差1.0%ポイント上昇）となったが、完全失業者数の増加幅、完全失業率の上昇率はともに過去最大であった（図4、本文7ページ）。

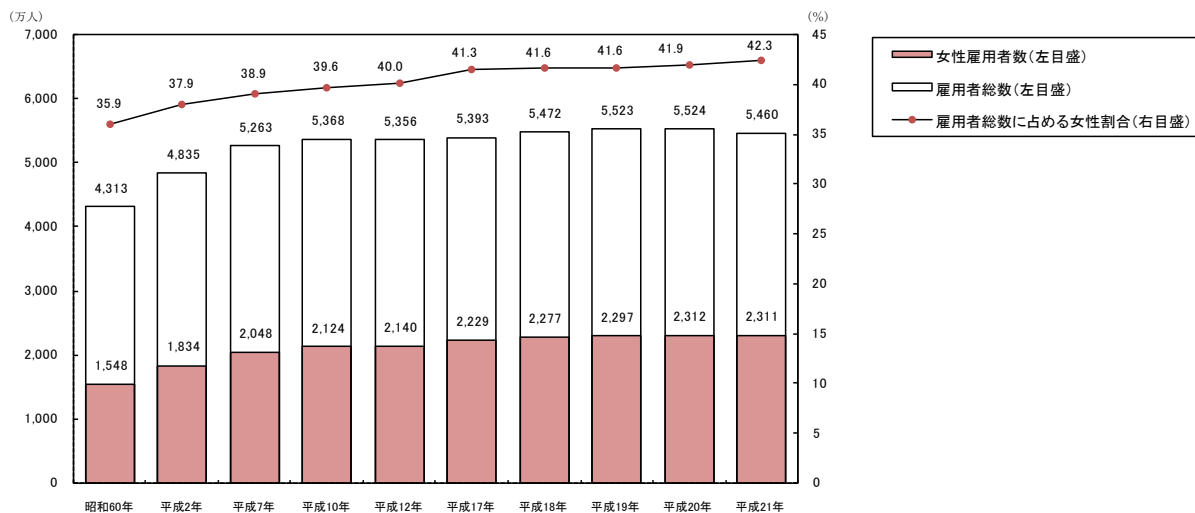


(4) 雇用者

①雇用者数 ～女性7年ぶりに減少、雇用者に占める女性割合過去最高

女性の雇用者数は平成15年以降6年連続で増加が続いていたが、7年ぶりに減少（前年差1万人減、前年比0.04%減）し2,311万人となった。一方、男性は3,149万人と63万人減少（同2.0%減）し、2年連続の減少となったが過去最大の減少幅であった。雇用者総数（5,460万人）も前年に比べ64万人の減少（同1.2%減）で過去最大の減少幅となっているが、雇用者総数に占める女性の割合は過去最高の42.3%（前年差0.4%ポイント上昇）となり、2年連続の上昇となった（図5、本文10ページ）。

図5 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



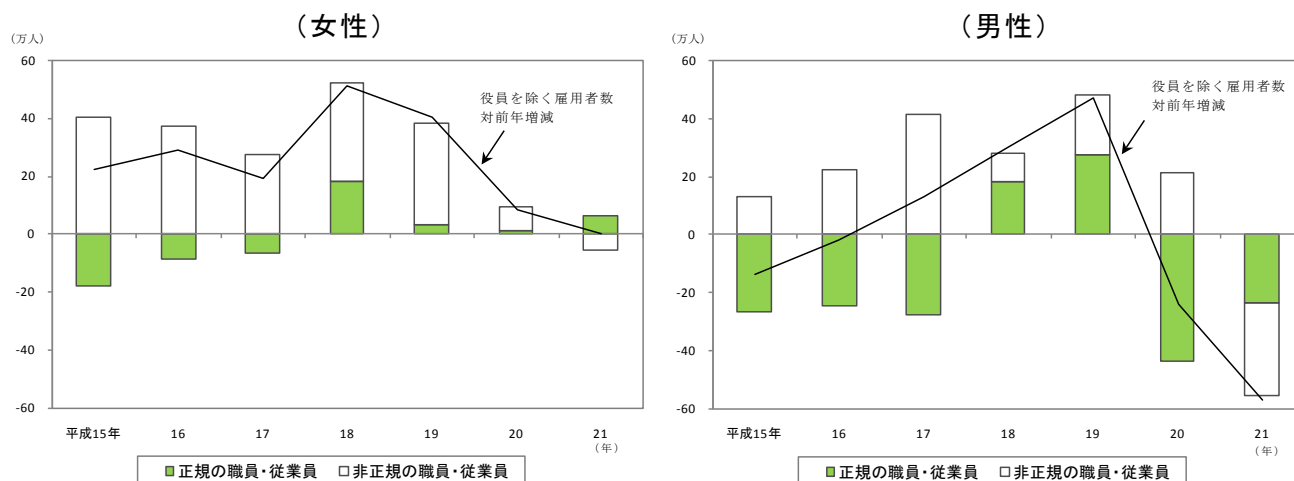
② 雇用形態（勤め先での呼称による）別雇用者数

～非正規の職員・従業員平成15年以降男女とも初めての減少

役員を除く雇用者数を雇用形態（勤め先での呼称による）別にみると、平成21年の女性は、「正規の職員・従業員」が1,046万人（前年差6万人増、前年比0.6%増）、「非正規の職員・従業員」が1,196万人（同6万人減、同0.5%減）となり、前年に比べ「正規の職員・従業員」は増加、「非正規の職員・従業員」は減少した。女性の「非正規の職員・従業員」の減少は比較可能な平成15年以降初めての減少となった。

男性は前年に比べ「正規の職員・従業員」は24万人減少（前年比1.0%減）、「非正規の職員・従業員」は32万人減少（同5.7%減）したが、「非正規の職員・従業員」の減少は女性同様平成15年以降初めての減少であった（図6、本文14ページ）。

図6 正規・非正規別にみた役員を除く雇用者数の対前年増減の推移



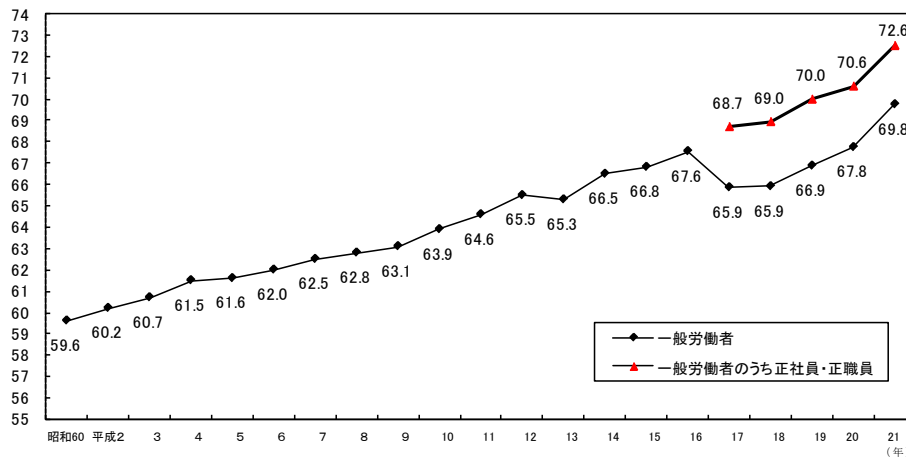
資料出所：総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」（平成20、21年）

(5) 賃金 ～女性の所定内給与額前年に引き続き増加、男女間賃金格差も縮小

平成21年の女性一般労働者の所定内給与額は4年連続で増加（前年差1,900円増加、前年比0.8%増）し22万8,000円となった。一方男性は4年連続で減少（前年差6,900円、前年比2.1%減）し32万6,800円となった。また、男女間の賃金格差（男性=100.0とした場合の女性の所定内給与額）は69.8（前年67.8）となり、3年連続で格差は縮小した。

一般労働者のうち、正社員・正職員（以下「正社員等」という。）の所定内給与額をみると、女性は4年連続で増加し（前年差900円増加、前年比0.4%増）、24万4,800円となった。一方男性は3年連続の減少（同7,900円減、同2.3%減）で33万7,400円となった。また、男女間の賃金格差は72.6（前年70.6）となり、4年連続で格差は縮小した（図7、本文25ページ）。

図7 男女間所定内給与額格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 3 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。
 所定内給与額の男女間格差＝女性の所定内給与額÷男性の所定内給与額×100

2 今回の景気後退下での女性労働者の動き

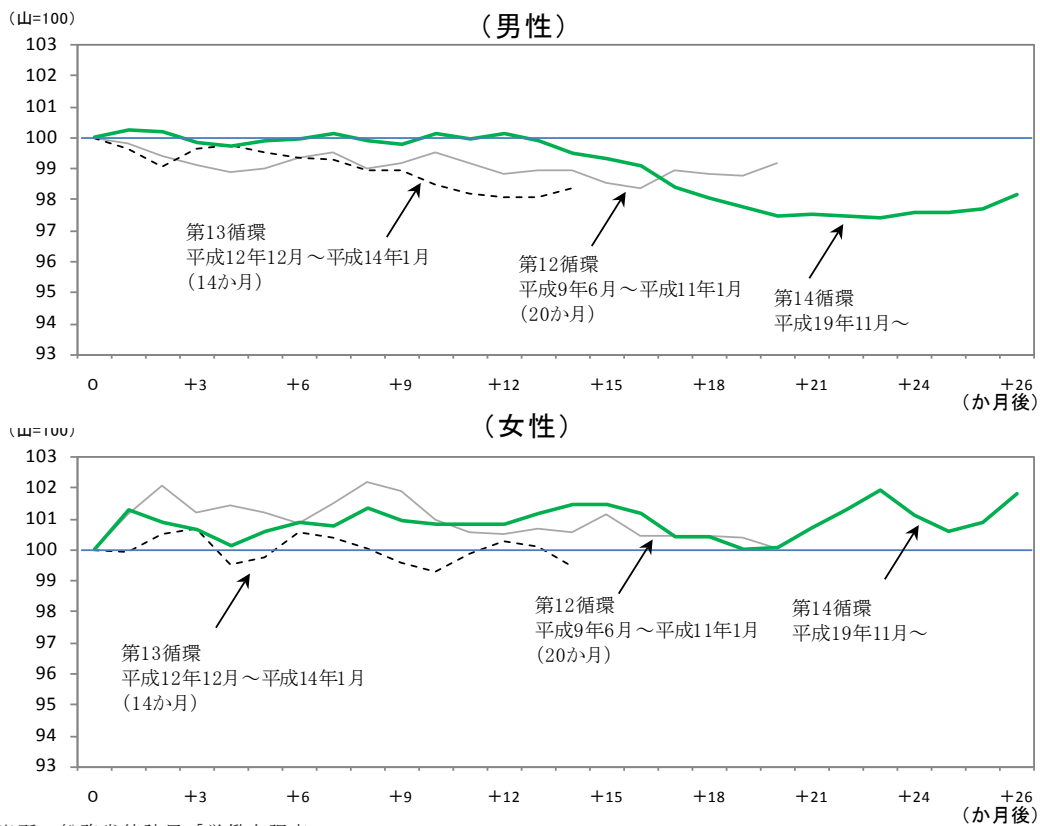
(1) 雇用者数の動き

～今回の景気後退下で男性雇用者数は大きく減少、女性雇用者数は若干の増

今回の景気後退下（第14循環：平成19年11月から（暫定）での雇用者数の動きを、前回及び前々回の景気後退期（第12循環：平成9年6月から平成11年1月、20か月、第13循環：平成12年12月から平成14年1月、14か月）と比較し確認する。景気の山の雇用者数を100としてその後の動きをみると、今回も過去2回においても男性雇用者数は減少傾向を示しているが、今回の減少幅は過去2回に比べ大きくなっている。今回の景気後退下で最も低い値は、平成21年6月、8月及び9月の97.4であるが、第13循環においては98.1（平成13年11、12月）、第12循環においては98.4（平成10年9月）であった。

一方、女性雇用者数の動きは今回も過去2回においてもほぼ横ばいで推移しているが、若干増加の動きの方が強くなっている。今回の景気後退局面では平成21年の5月と6月は100、それ以外の期間は100を上回っており平成21年9月は101.9と高水準に達した（図8、本文44ページ）。

図8 景気後退期における雇用者数の動き



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

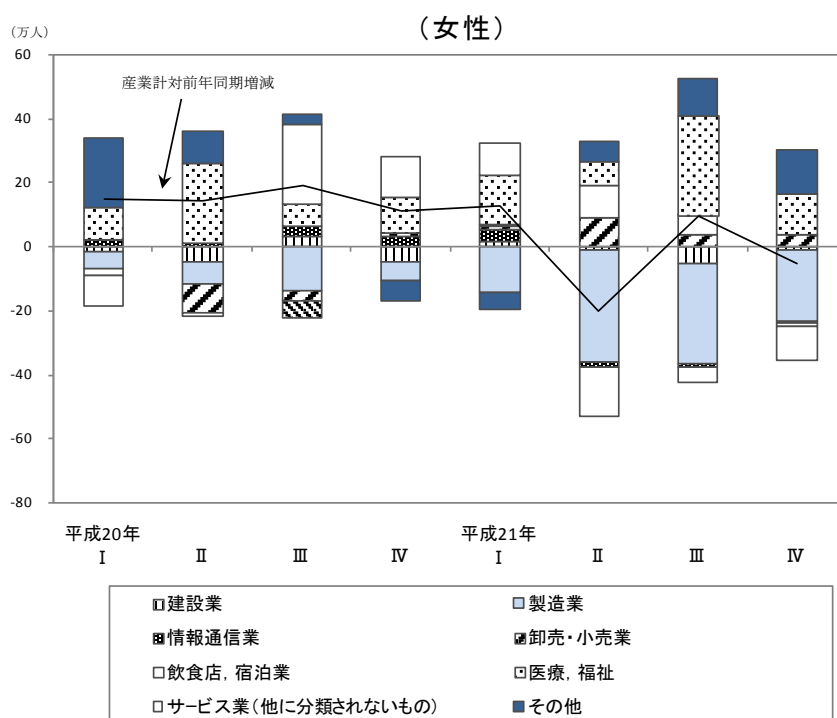
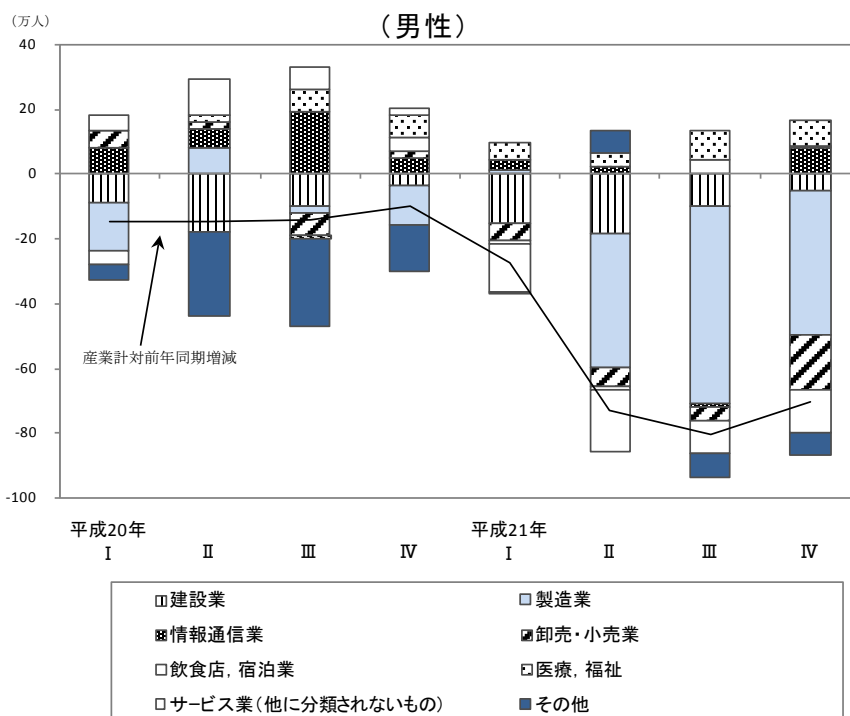
(注) データは季節調整値。

(2) 産業別の動き ～医療、福祉の増加が女性雇用者数の増加に大きく寄与

今回の景気後退下での雇用者数の動きを産業別にみると、当初から「建設業」や「製造業」の減少が大きかったが、平成21年に入り更にその傾向が強くなっている。特に「製造業」に従事する男性雇用者数の対前年同期差をみると、平成21年4～6月期は41万人減、7～9月期は61万人減、10～12月期45万人減となっており、雇用者数の減少への影響が大きくなっている。

「製造業」に従事する女性雇用者数も減少傾向にあるが、男性同様平成21年以降の減少幅が大きくなっており、平成21年4～6月期は対前年同期差35万人減、7～9月期32万人減、10～12月期22万人減となっている。しかしながら女性は「医療、福祉」において今回の景気後退下でも増加が続いており、女性雇用者数の増加要因となっている。「医療、福祉」は男性においても増加しているが、男女ともに増加幅が大きかった平成21年7～9月期においても男性は9万人増、女性は31万人増となっており、女性の増加幅が大きくなっている(図9、本文51ページ)

図9 産業別雇用者数の動き（対前年同期増減）

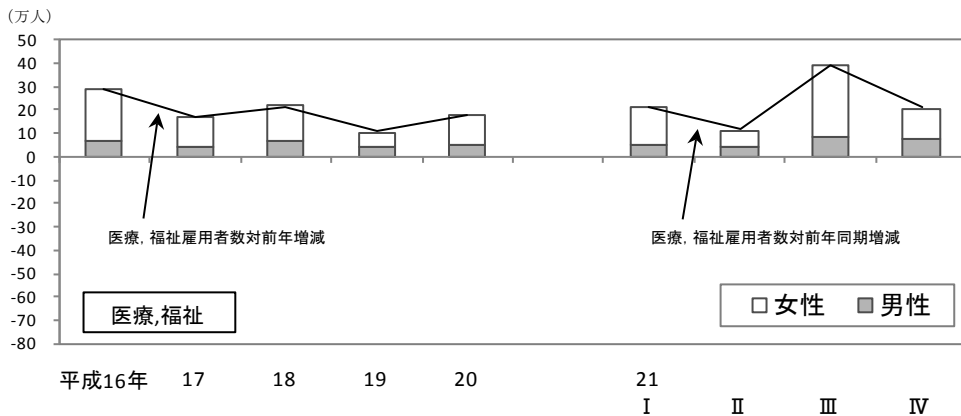
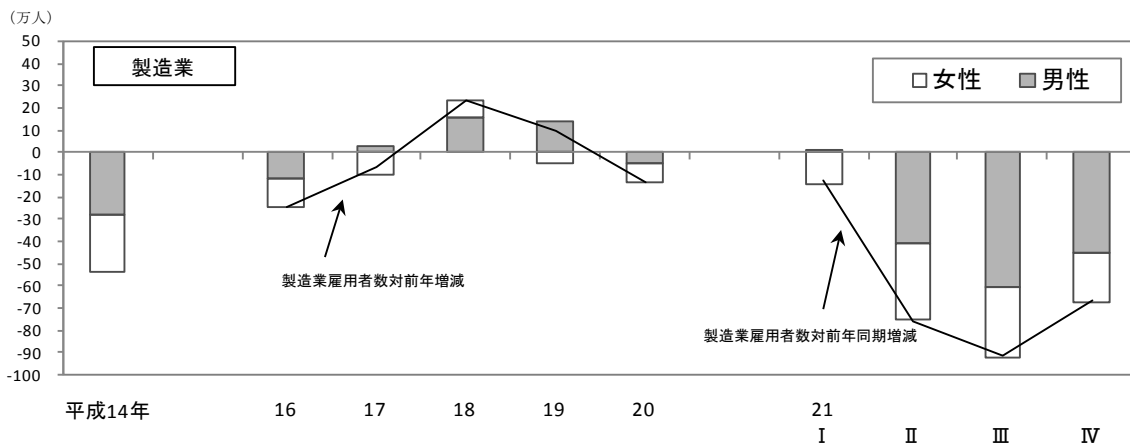
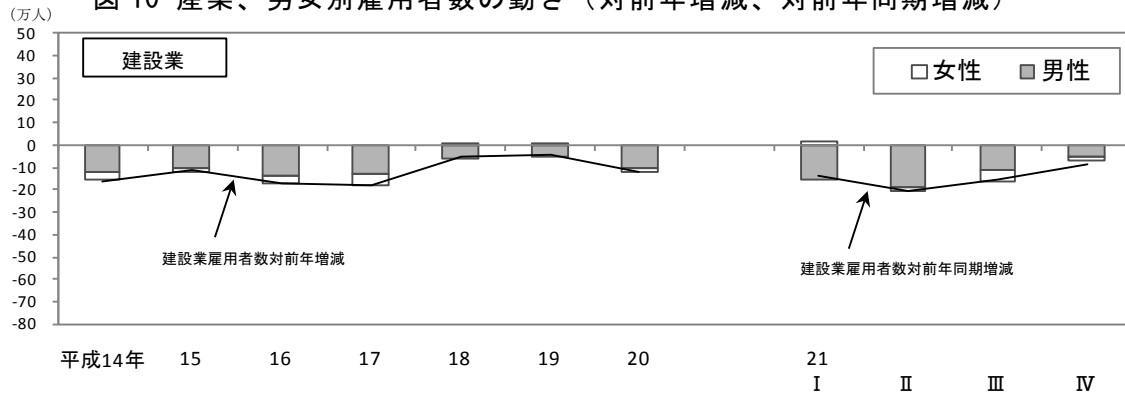


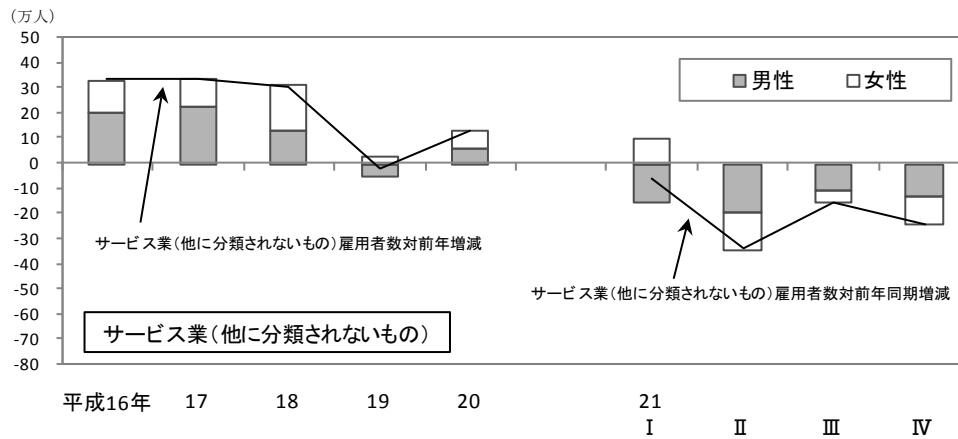
資料出所：総務省統計局「労働力調査」
 (注) 旧産業分類（第11回改訂）によるもの。

～景気拡張期でも建設業は減少、医療は男女とも増加だが特に女性が増大

今回の景気後退下でも、また、過去2回の景気後退下でも「建設業」や「製造業」は他の産業に比べ減少が顕著であるが、平成14年1月を景気の谷として始まった第14循環の景気拡張期においても、「建設業」は減少傾向にあり、特に男性の減少が大きかった。一方「医療、福祉」は、男女ともに増加が続いているが、女性の方が男性に比べ増加幅は大きくなっている。また、「サービス業（他に分類されないもの）」も増加が続いていたが平成21年に入ってから減少が続いている（図10、本文54ページ）。

図10 産業、男女別雇用者数の動き（対前年増減、対前年同期増減）





資料出所：総務省統計局「労働力調査」(詳細結果)

(注) 1. 旧産業分類(第10,11回改訂)によるもの。

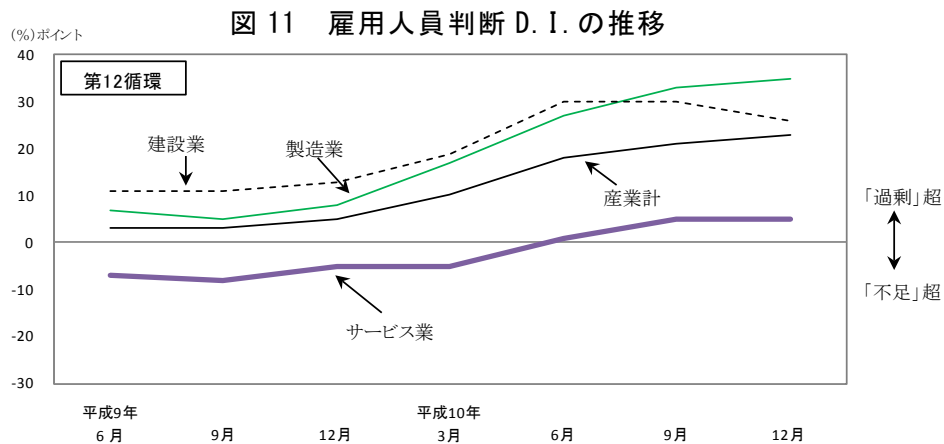
2. 「製造業」は第10回改訂と第11回改訂で内容が一致していないため平成15年の数値を示していない。

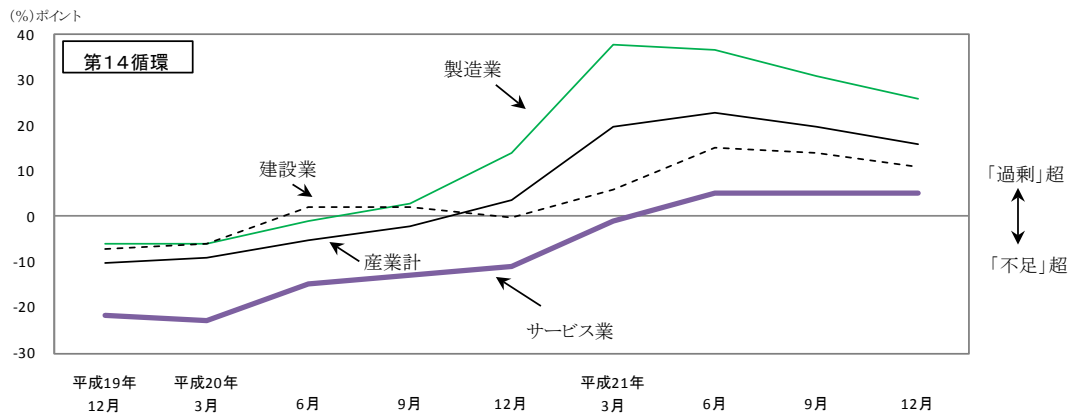
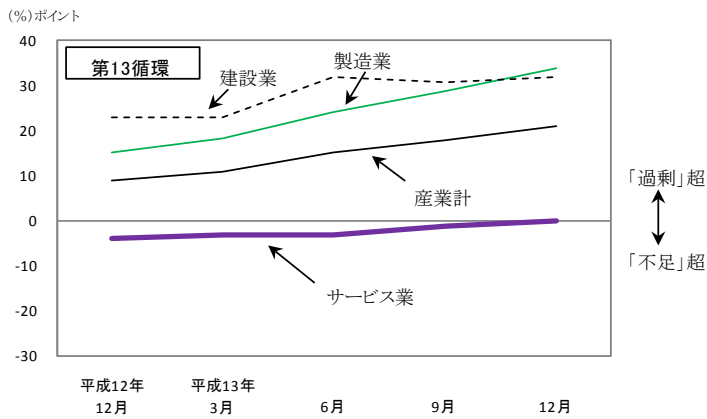
3. 「サービス業(他に分類されないもの)」には労働者派遣業や民営職業紹介業、ビルメンテナンス、洗濯・理容・美容、娯楽業等が含まれる。

(3) 雇用の過不足感 ～製造業では強い過剰感

今回及び過去2回の景気後退下での企業の雇用の過不足感をみると「製造業」や「建設業」は第12循環、第13循環ともに景気後退当初から「過剰」超となっていたが、時間的経過とともに過剰感は更に高まっていた。しかしながら今回の景気後退下においては、景気後退当初からしばらくは「不足」超で推移し、次第に不足感が解消され「過剰」超となり、「製造業」においては平成21年3月調査で38%ポイント、6月調査では37%ポイントとなり、過去2回よりも高い「過剰」超となった。

一方、「サービス業」については今回も過去2回においても景気後退当初から「不足」超となっており、時間的経過とともに不足感が解消されるものの、他の産業に比べれば過剰感は弱くなっている(図11、本文57ページ)。

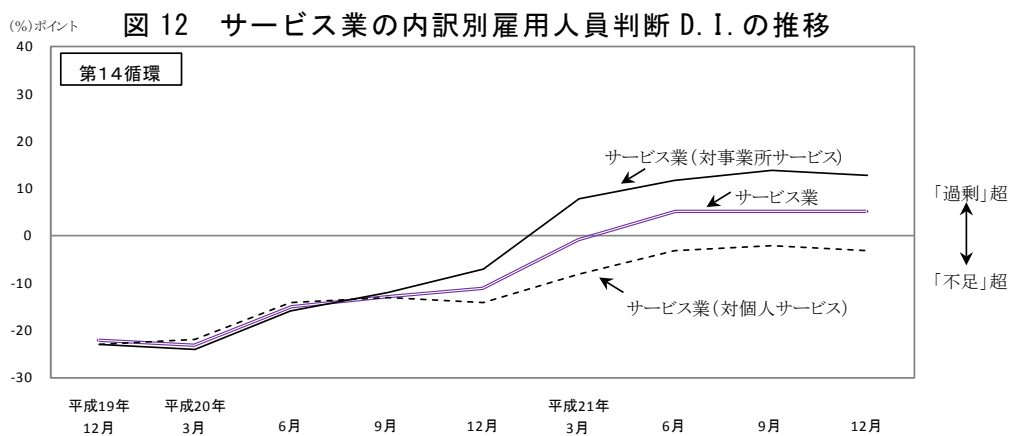




資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

～対個人サービスでは今回の景気後退下でも不足感

現下においても他の産業に比べ過剰感が弱い「サービス業」について、医療や社会保険・社会福祉等からなる「対個人サービス」と労働者派遣業やビルメンテナンス業等からなる「対事業所サービス」に分けてみると、平成19年12月調査から平成20年9月調査まで両者の差は1～2%ポイントと小さかったが、12月調査以降拡大し、平成21年の3月調査以降「対事業所サービス」は「過剰」超が続いている。一方、「対個人サービス」は平成21年9月調査マイナス2%ポイント、12月調査マイナス3%ポイントと、不足感は解消されつつあるものの、「過剰」超までには至っていない(図12、本文58ページ)。



資料出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

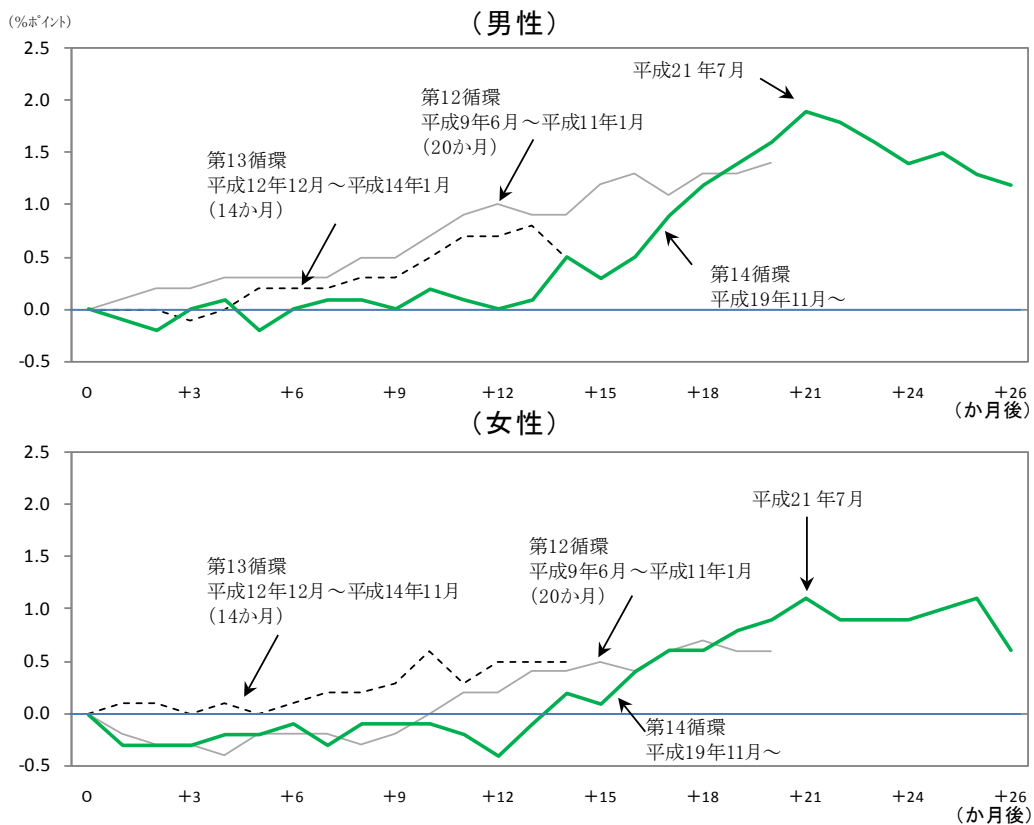
1. 「対事業所サービス業」にはデザイン業、広告業、技術サービス業、獣医業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業が含まれる。
2. 「対個人サービス業」には、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、専修学校・各種学校、学習業、教養・技能教授業、老人福祉・介護事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業が含まれる。

(4) 完全失業率～今回の景気後退下で完全失業率は過去よりも上昇、特に男性の上昇大

今回及び過去2回の景気後退局面での完全失業率の動きを景気の山の水準を基準として、その後の動きをみると、今回は、過去2回に比べ横ばい期間が長いという点と上昇幅が大きいという点は男女とも共通している。

また、過去2回においても上昇幅は女性よりも男性の方が大きくなっているが、今回の景気後退下でも平成21年7月の完全失業率が基準月と比べ女性は1.1%ポイントの上昇であるのに対し男性は1.9%ポイントの上昇となっており、男性の上昇幅が大きくなっている(図13、本文64ページ)。

図13 景気後退期における完全失業率の動き



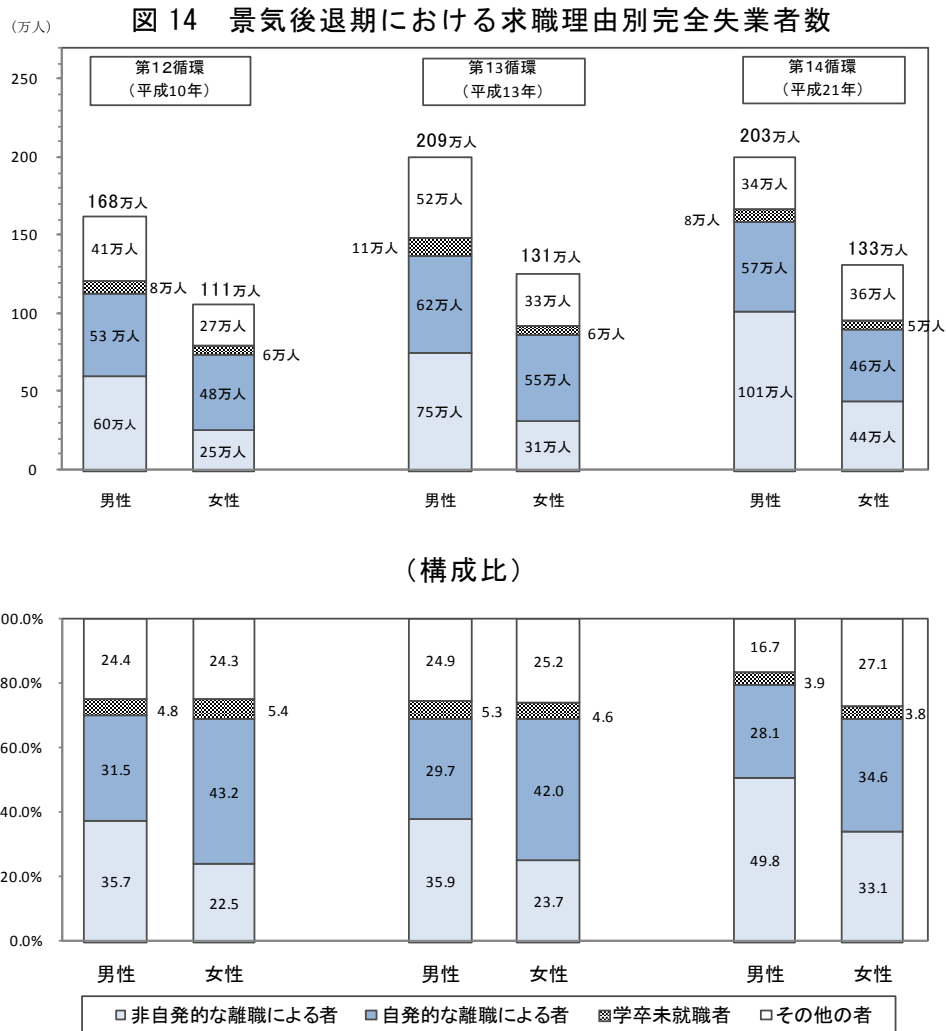
資料出所：総務省統計局「労働力調査」
 (注) データは季節調整値。

(5) 求職理由別完全失業者

～今回の景気後退下では非自発的離職者が前回に比べ増加

今回の景気後退下と前回(第13循環)の景気後退局面での完全失業者数は男女ともに同水準となっているが、求職理由別にみると、今回の景気後退下では前回よりも男性は自分や家族の都合により仕事を辞めた「自発的な離職による者」、「学卒未就職者」及び新たに仕事を探し始めた者等からなる「その他の者」は減少しているものの、定年や勤め先の都合により仕事を辞めた「非自発的な離職による者」が大きく増加し、完全失業者に占める割合も高まっている。

女性については「自発的な離職による者」の減少と「非自発的な離職による者」の増加は男性と同様であるが、「その他の者」は前回に比べ3万人増加しており、完全失業者に占める割合も上昇し、4人に1人の割合で存在していることが確認できる(図14、本文66ページ)。



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(注) 便宜上第12循環については平成10年の年平均、第13循環については平成13年の年平均、第14循環については平成21年の年平均のデータを用いた。